

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2019-178443(P2019-178443A)

【公開日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-042

【出願番号】特願2018-67502(P2018-67502)

【国際特許分類】

D 0 1 F 8/06 (2006.01)

D 0 3 D 15/00 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 8/06

D 0 3 D 15/00 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月30日(2020.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

次に、本発明の摩擦防融複合繊維の断面形状について説明する。

本発明の摩擦防融複合繊維は、上述のような海成分と、島成分とからなる海島型複合繊維である。本発明において、海島型複合繊維は、1以上の島成分と、1以上の海成分を複合してなる繊維である。

図1～図4は、本発明の摩擦防融複合繊維の長手方向に垂直な切断面の形状の例である。

図1、図3は、海成分の数が1、島成分の数が1の海島型複合繊維の断面である。

図2、図4は、海成分の数が1、島成分の数が19の海島型複合繊維の断面である。図2、図4の海島型複合繊維の島成分は、中心に1個、中心の島成分の外周を均等に1例に囲んで6個、その外周を均等に1列に囲んで12個の合計19個配されている。

なお、本発明における海島型複合繊維の海成分および島成分の数は1以上であれば、特に制限されるものではないが、口金作製の容易さから、61島以下が好ましく、37島以下がより好ましく、19島以下が最も好ましい。

海成分と、島成分の好適な比率(断面積比率)としては、島成分に低融点樹脂のみを用いる場合は、島成分：海成分比率が、5：95～50：50が好ましく、より好ましくは10：90～30：70である。また、島成分に海島型アロイ樹脂を用いる場合は、島成分：海成分比率が、20：80～70：30の範囲が好ましく、より好ましくは、30：70～50：50である。この範囲であると、紡糸性も良好であり、本発明の効果も奏しやすい。